

令和5年度大津町地域防災計画及び大津町国民保護計画
の修正について

令和5年5月29日

大 津 町

令和5年度大津町地域防災計画（案） 及び大津町国民保護計画（案）の修正

目 次

第1 令和5年度大津町地域防災計画（案）の修正

- 1 国の防災基本計画修正の反映
- 2 県の地域防災計画修正の反映
- 3 その他の修正

第2 大津町国民保護計画（案）の修正 修正なし（経年変化のみ）

第1 令和5年度大津町地域防災計画（案）の修正

1 国の防災基本計画修正の反映

(1) 防災基本計画修正（R4.6）の反映

① 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

ア 盛土による災害の防止に向けた対応

危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導

イ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

- ・ 平時から安否不明者の氏名の公表に係る手続き等の整理
- ・ 災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

ウ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

- ・ 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進
- ・ 避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言

② その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

ア 災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応

イ 避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働

ウ 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進等

1 盛土による災害の防止に向けた対応

P6（第2章 第4節 災害危険地域指定計画 4）

4 盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組み

町は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

2. 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

P 2 8 (第 3 章 第 6 節 情報収集および被害報告取扱計画 4)

4 被害報告等の調査

(2) 被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民登録等を照合して適確を期すること。

また、町は、災害時の個人情報取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

さらに、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

3. 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

P 1 3 (第 2 章 第 9 節 防災知識普及計画 4)

4 学校教育における防災知識の普及

(2) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

P 1 4 (第 2 章 第 9 節 防災知識普及計画 9)

9 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

P 4 1 (第 3 章 第 1 0 節 2 (1) 避難指示等の内容 ⑤)

(1) 避難指示等の内容

⑤ 避難時の注意事項

なお、国の指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

4. 災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応

P 4 6 (第 3 章 第 1 0 節 5 避難誘導の方法 (3))

5 避難誘導の方法

(3) 町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

5. 避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働

P46 (第3章 第10節 7 避難所の管理運営 (1))

7 避難所の管理運営

- (1) 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家や NPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

P47 (第3章 第10節 7 避難所の管理運営 (3))

- (3) 自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、あらかじめ定めた対策に基づき車中避難者を含む避難所外避難者を把握し必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

また、食料や生活必需品等の避難者ニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

6. 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進等

P27 (第3章 第5節 1 通常の場合における通信施設の利用 (8))

(8) 移動通信系の活用

町は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE (PS-LTE)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

P54 (第3章 第12節 救出計画 3)

3 救出の方法

- (2) 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ確かな救出活動を実施するものとする。

また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。

P54 (第3章 第12節 救出計画 5)

5 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

2 県の地域防災計画修正の反映

- (1) 長周期地震動階級の取扱の変更
- (2) 新型コロナウイルス感染症の取扱の変更

1. 長周期地震動階級の取扱の変更

P 6 9 (第 4 章 第 3 節 2 (1) 指揮系統 ②)

② 連絡系統

- イ 町内及び隣接町村で震度 5 強以上の地震が発生 または長周期地震動階級 3 以上が発表された場合、

P 6 9 (第 4 章 第 3 節 2 (2) ①職員の配置 □)

□ 第 1 警戒体制及び第 2 警戒体制

震度 4 及び 5 弱の地震が発生 または長周期地震動階級 3 が発表された場合は、災害対策本部設置前の第 1・第 2 警戒体制をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、総務課職員は、必要に応じて、被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

勤務時間外に震度 4 及び 5 弱の地震発生 または長周期地震動階級 3の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、水防班に準じて関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。

P 7 0 (第 4 章 第 3 節 2 (2) ①職員の配置 ハ)

ハ 災害対策本部体制（第 2 配置体制及び第 3 配置体制）

震度 5 強の地震が発生 または長周期地震動階級 3 が発表された場合は、第 2 配置体制により職員の約半数。また、震度 6 弱以上の地震が発生 または長周期地震動階級 4 が発表された場合は、第 3 配置体制により職員全員が対応するものとし、直ちに町長の指示により、災害対策本部を設置するものとする。

勤務時間外に震度 5 強以上の地震 または長周期地震動階級 3 以上をテレビ、ラジオ等で確認した場合、

P 7 1 (第 4 章 第 3 節 2 指揮系統図)

地震（震度 5 強以上 または長周期地震動 3 以上）の発生

P 7 2 (第 4 章 第 3 節 2 職員参集基準)

震度 5 弱・強の地震 または長周期地震動階級 3 の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合は

震度 6 弱以上の地震 または長周期地震動階級 4 の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合は

2. 新型コロナウイルス感染症の取扱いの変更

P 1 5 (第 2 章 第 1 0 節 防災知識普及計画 5)

5 実施の方法

(略)

また、**新型コロナウイルス感染症を含む**感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

P 1 6 (第 2 章 第 1 3 節 2 応援団体との連携 (1))

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

(略)

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、**新型コロナウイルス感染症を含む**感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

P 4 7 (第 3 章 第 1 0 節 7 避難所の管理運営 (5))

(5) 町は、被災地において**新型コロナウイルス感染症を含む**感染症の発生、
(略)

P 4 9 (第 3 章 第 1 0 節 9)

9 指定緊急避難場所及び指定避難所等

(略)

さらに、**新型コロナウイルス感染症を含む**感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、

3 その他の修正

- (1) 町が管理する河川の洪水氾濫区域図作成等による修正
- (2) 災害対策本部配置基準の具体化による修正

<p>1. 町が管理する河川の洪水氾濫区域図作成等による修正</p> <p>P6 (第2章 第4節 災害危険地域の指定計画)</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の削除</p> <p style="padding-left: 20px;">④ ハッピービレッジ 令和4年(2022年7月末廃止)</p> <p style="padding-left: 40px;">(住所) 岩坂435 (Tel) 096-294-2035</p> <p>(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の削除</p> <p style="padding-left: 20px;">④ ハッピービレッジ 令和4年(2022年7月末廃止)</p> <p style="padding-left: 40px;">(住所) 岩坂435 (Tel) 096-294-2035</p> <p>(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の追加</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤ <u>大津北小学校</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(住所) 平川2261 (Tel) 096-293-2367</u></p>			
<p>P51 (第3章 第10節 避難場所)</p> <p>○ 各種災害時における避難予定場所 (町の「公共施設等」とする。)</p> <p>① 屋内施設を有する避難予定場所 (屋内収容可能人数 9330名)</p>			
<p>大津北小学校(平川 2261) Tel 293-2367 FAX293-7663</p>	<p>264</p>	<p>3,662</p>	<p>下猿渡、御所原、馬場、宮本、多々良、仮宿、米山</p>
			<p><u>水害時を除く</u></p>

2. 災害対策本部配置基準の具体化による修正

P23 (第3章 第3節 1 災害対策本部設置前の配置体制 (2))

(2) 配置基準

班 名 等	配置計画 (自宅待機を含む)				
	注意体制	第1警戒体制		第2警戒体制	
情報収集班 災害応急対応	防災交通課 2人 都市整備部 2人	防災交通課 3名 災害応急対応 5名		防災交通課 5名 災害応急対応 5~10名	
水防班の基準		1コ水防班基準		2コ水防班基準	
総括班等	/	6人	14人	11人	
連絡調整・情報班		4人		8人	27人
現場対策班		4人		8人	
消防団本部		1人		4人	

P23 (第3章 第3節 2 災害対策本部設置後の配置体制 (2))

(2) 配置基準 P23

対策部名	配置要員の数		
	第1配置	第2配置	第3配置
総務対策部	15(17)人	26(28)人	全職員
民生医療対策部	10(11)人	19(20)人	//
産業対策部	5(6)人	10(11)人	//
土木対策部	12(13)人	24(25)人	//
文教対策部	5(6)人	15(16)人	//
出納対策部	1人	2人	//
水道対策部	企業団配置		
住民対策部	3(4)人	9(10)人	全職員
計	51(58)人	105(112)人	全職員(約200人)

※ () 内は、各対策部長等を含む。

2. 災害対策本部配置基準の具体化による修正

P24 ((第3章 第3節 2 災害対策本部設置後の配置体制 (3))

(3) 第1・第2配置要員 P24

対策部名	配置要員
<p>総務対策部</p> <p>第1(17人)</p> <p>第2(28人)</p>	<p>総務部長、総務課長</p> <p>総務課審議員、行政係長、人事秘書係長、行革推進係長</p> <p>総合政策課長、地域づくり推進係長、情報計画係長</p> <p>人権推進課長、人権推進係長、男女共同参画推進係長</p> <p>財政課長、契約管理係長</p> <p>防災交通課長、危機管理専門官、防災消防係長</p> <p>(人事秘書係(2)、デジタル推進係長、総合政策係長、</p> <p>地域づくり推進係、人権啓発福祉センター長、副センター長、</p> <p>財政係長、施設管理係、交通防犯係、防災消防係)</p>
<p>民生医療対策部</p> <p>第1(11人)</p> <p>第2(20人)</p>	<p>健康福祉部長</p> <p>福祉課長、障がい福祉係長、福祉係長</p> <p>子育て支援課長、入園支援係長、介護保険課長、介護保険審議員</p> <p>健康保険課長、健康推進係長、新型コロナウイルス感染症対策室長</p> <p>(福祉係、子育て支援係長、入園支援係、介護保険係長、介護保</p> <p>険係、地域包括支援係、国保・医療係、母子保健係、保健師)</p>
<p>産業対策部</p> <p>第1(6人)</p> <p>第2(11人)</p>	<p>商業振興部長</p> <p>農政課長、農政係長、商業観光課長、企業振興課長、事務局長</p> <p>(圃場整備係長、農林係長、商業観光係長、企業振興係長、</p> <p>事務局次長)</p>
<p>土木対策部</p> <p>第1(13人)</p> <p>第2(25人)</p>	<p>都市整備部長</p> <p>都市計画課長、都市計画係長、建築係長、住宅係長</p> <p>建設課長、建設課管理係長、建設課維持係長、建設課建設係長</p> <p>下水道係長、管理係長、建設係長、工業用水道係長</p> <p>(都市計画係(2)、住宅係(2)、建設課管理係(2)・建設係(3)</p> <p>下水道課管理係・建設係・施設係)</p>
<p>文教対策部</p> <p>第1(6人)</p> <p>第2(16人)</p>	<p>教育部長</p> <p>学校教育課長、審議員、教育施設課長、生涯学習課長、給食センター長</p> <p>(学務係長、施設係長、教育推進係長、生涯学習係長、生涯学習</p> <p>係、生涯学習係長、生涯学習係、公民館長、図書館長、主任</p> <p>調理師)</p>
<p>出納対策部</p> <p>第1(1人)</p> <p>第2(2人)</p>	<p>会計課長</p> <p>(会計係)</p>
<p>水道対策部</p>	<p>水道企業団配置</p>
<p>住民対策部</p> <p>第1(4人)</p> <p>第2(10人)</p>	<p>住民生活部長</p> <p>住民課長、環境保全課長、税務課長</p> <p>(住民係長、戸籍係長、環境保全係長、環境保全係、固定資産税</p> <p>係長、固定資産税係長)</p>

※ () は第2配置時の増員

第2 大津町国民保護計画（案）の修正

経年変化による修正

- 1 P7 第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気象
 - ① 気温、降水量の平均値 2022年
- 2 P8 第4章 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布
 - ① 行政区ごとの人口推移 (2023.3 及び 2012.3)
 - ② 年齢別人口分布 (2022.10.1 現在)